

農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想（案）

令和 8 年 12 月
南 種 子 町

— 目 次 —

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 指標	10
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	13
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
2	南種子町が主体的に行う取組	13
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	14
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・ 相互提供	14
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標	14
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の 区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	15
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
3	種子屋久農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受 けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	19
第7	その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 南種子町は、鹿児島県大隅半島の南端から約 40 kmの海上にある種子島の南部に位置し、その立地条件を生かして水稻・さとうきび・さつまいも等の普通作物、肉用牛等の畜産、青果用さつまいも・スナップエンドウ等の園芸作物を主体とする農業生産が展開されている。

今後は、特にこのような園芸作物において、担い手を中心に高収益性の作目、作型を導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と園芸作物による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

なお、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として農業振興地域整備計画に則し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 南種子町の農業構造については、農業経営体数が減少し高齢化が進んでいる状況である。また、これまで兼業農家としての経営体の一部が、退職を機に専業農家になる割合も多くなってきている。更には、若手の担い手不足も深刻化している。こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手農家に集積されない農地について、一部荒廃農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3. 南種子町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、南種子町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり 360 万円程度）、年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が南種子町農業生産の相当分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 県は、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「かごしま未来創造ビジョン」に基づき、国の各種制度・施策を活用しながら、担い手を中心に法人化を含めたきめ細かな経営改善支援活動を実施している。これを踏まえ、南種子町においては、年間2人の当該青年等の確保を目標にし、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に育成・確保していく。
5. 南種子町は、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から概ね5年後）の農業経営の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていく。

具体的な経営の指標は、南種子町及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営において地域他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり150万円程度とする。但し、経営開始資金は含まない。）を目標とする。
6. 南種子町は、上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくために、就農相談から経営定着の段階まできめ細やかに対応していくことが重要であるため、就農希望者に対して、農地については南種子町農業委員会や県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）による紹介、技術・経営面については熊毛支庁や種子屋久農業協同組合、各生産組織等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて、地域の中心的な経営体へ育成し、将来的には農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個人経営体又は団体経営体（以下「認定農業者」という。）へ誘導していく。また、農業研修を希望する者に対しては、指導農業者等の技術・経営に優れた農家のネットワーク化を図り、効果的な研修等ができるよう支援を行う。
7. 南種子町は、将来の南種子町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、南種子町は、集落段階における将来の農業の展望を明確にするため地域計画の実現に向けた地域における話し合い活動を行うなど、担い手や高齢・小規模農家、農作業受託組織など地域の多様な農業者が参画し、地域の実態に応じた営農の姿を描き、それを実現していく「地域営農の仕組み」を更に充実する。更に、望ましい経営体をめざす

農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して南種子町担い手育成総合支援協議会等が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業に対しては、現在実施している南種子町農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員・農地利用最適化推進委員などによる貸出農地の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、1集落又は数集落を単位とした土地利用調整を全町的に展開して集団化・連たん化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、**認定農業者**及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度（法第23条第4項に規定する特定農業法人及び特定農業団体をいう。以下同じ。）の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を推進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

なお、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の団体経営体への経営発展母体として重要な位置付けをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。特に、中山間地域である地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

また、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計

画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

更に、効率的かつ安定的な農業経営を小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、南種子町農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるとともに、南種子町農業委員会が認める担い手農業者についても同様の支援措置を行うこととし、南種子町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

なお、地域の面的な広がりを対象とした事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者・認定新規就農者にも十分配慮し、事業の実施が農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

8. 南種子町は、熊毛支庁、南種子町農業委員会、種子屋久農業協同組合の担当職員で構成する支援チームを設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、認定新規就農者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導を行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、種子屋久農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、指導を実施する。

また、稲作単一から脱却を図ろうとする経営体については、新規の集約的作目の導入を図るため、同支援チームの下に、市場関係者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

なお、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者に対しては、自ら経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で、新たに経営改善の目標を設定し、計画的に経営改善を図れるよう、新たな経営改善計画の作成を促進する。さらに、青年等就農計画の有効期間の終期を迎える認定新規就農者に対しては、継続的に自らの経営改善に取り組むことが重要であることから、認定農業者への円滑な移行を推進する。

また、経営改善計画に記載された農業経営の規模を目標年度までに達成できるよう、農地中間管理事業及び地域計画推進事業等を活用するとともに、生産性の向上を図るため、機械化による労力の軽減、新しい技術の導入、農地の区画整理や畑地かんがい施設の設備など基盤整備等を進めながら認定農業者・認定新規就農者に対する農用地の集積・集約化を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

本基本構想第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南種子町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、南種子町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個人経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き 専門型	〈作付面積等〉 レザーリーフファン 0.5ha	〈主な資本装備〉 ハウス、トラクター、管理 機、動噴、灌水施設 〈その他〉 ・遮光管理の実施 ・台風対策の実施	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
葉たばこ 専門型	〈作付面積等〉 葉たばこ 3.3ha	〈主な資本装備〉 トラクター、管理作業機、 マルチャー 〈その他〉 ・芽かぎの重労働を解消す るため、接触型わき芽抑制 剤の使用・完全共同育苗と 受託乾燥による省力化と品 質向上 ・高架型作業機、自動収穫 機等の導入による機械体系 の確立による省力化	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
水稻 複合型	〈作付面積等〉 水稻 5.0ha 青果用さつまいも 2.5ha 原料用さつまいも 1.0ha	〈主な資本装備〉 田植機、動噴、自脱型コン バイン、トラクター、管理 機、乾燥機 〈その他〉 ・ほ場の集団化・大区画化 ・早進化栽培の確立 ・航空防除の実施 ・受託作業の実施 ・優良種苗の確保	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保 家族経営協定の締結

〔個人経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび 複合型(1)	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 3.0ha 株出 6.0ha 原料用さつまいも 3.0ha 生産牛 10頭 飼料畑 2.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、ミニトラ マルチャー、畜舎 ミニハーベスター 〈その他〉 ・マルチ栽培の拡大 ・優良種苗の確保	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
さとうきび 複合型(2)	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 1.5ha 株出 3.0ha 原料用さつまいも 1.5ha 青果用さつまいも 2.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、ミニトラ マルチャー ミニハーベスター 〈その他〉 ・マルチ栽培の拡大 ・優良種苗の確保	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
果樹 複合型	〈作付面積等〉 果樹 ポンカン 0.5ha タンカン 0.5ha 水稲 3.0ha スナップエンドウ 0.3ha	〈主な資本装備〉 トラクター、田植機、自脱 型コンバイン、防除施設、 運搬車、乾燥機 〈その他〉 ・スプリンクラーの設置 ・モノレールの整備 ・航空防除の実施	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
野菜 複合型(1)	〈作付面積等〉 バレイショ 1.0ha 青果用さつまいも 1.0ha さとうきび 春植 1.5ha 株出 3.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、耕耘機、管理 機、軽トラック、掘取機、 動噴 〈その他〉 ・共同利用施設の選果選別 機と農作業管理機械の活用 による拡大 ・有機質堆肥の活用による 土作りと肥料費の低減 ・優良種苗の確保	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保 家族経営協定の締結

〔個人経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜 複合型(2)	〈作付面積等〉 スナップエンドウ 0.4ha 青果用さつまいも 1.0ha さとうきび 春植 0.5ha 株出 1.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、耕耘機、管理機、軽トラック、掘取機、動噴 〈その他〉 ・共同利用施設の選果選別機と農作業管理機械の活用による拡大 ・有機質堆肥の活用による土作りと肥料費の低減 ・優良種苗の確保	青色申告の実施 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
花き 複合型	〈作付面積等〉 レザーリーフファン 0.15ha さとうきび 春植 1.0ha 株出 2.0ha 原料用さつまいも 1.0ha バレイショ 0.5ha	〈主な資本装備〉 トラクター、管理機、ハウス、動噴、灌水施設 〈その他〉 ・採葉率の向上 ・基幹作業の委託 ・マルチ栽培の拡大 ・優良種苗の確保	青色申告の実施 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 家族経営協定の締結
生産牛 複合型	〈飼養頭数〉 生産牛 25頭 飼料畑 5.0ha 〈作付面積等〉 さとうきび 春植 2.0ha 株出 4.0ha 原料用さつまいも 1.5ha	〈主な資本装備〉 トラクター、畜舎、堆肥舎 飼料作物収穫機一式 〈その他〉 ・平均分娩間隔13ヶ月 ・1農家あたりの年間出荷頭数率90% ・優良種苗の確保	青色申告の実施 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 家族経営協定の締結

〔団体経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび 専門型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 15.0ha 株出 30.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、ハーベスター プランター、動噴 ミニトラ 〈その他〉 ・さとうきび操業期間中の 収穫作業を受託する ・大型機械の導入による省 力化	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保
さとうきび 複合型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 4.5ha 株出 10.5ha 原料用さつまいも 6.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、作畦マルチ施 肥同時処理機、ハーベスタ ー、つる切りマルチ処理機 プランター、動噴 ミニトラ 〈その他〉 ・農地は1区画30a以上で 2ヶ所程度に集団化 ・さとうきび、さつまいも 操業期間中は、収穫作業を 受託する ・大型機械の導入による省 力化	青色申告の実施 複式簿記記帳により 経営と家計との分離 を図る	休日制の導入 農繁期における臨時 雇用従事者の確保

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型
 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本基本構想第1の5に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南種子町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、南種子町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個人経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	備考
さとうきび 専門型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 2.5ha 株出 5.0ha	〈主な資本装備〉 トラック（軽、2t）、トラクター、 ロータリーカルチ、株揃機、根切り 排土機、株割機等 〈その他〉 ・主従事者2人を想定した経営面積 ・適期管理作業	
生産牛 専門型	〈作付面積等〉 生産牛 50頭 飼料畑 10ha	〈主な資本装備〉 牛舎、堆肥舎、子牛育成牛舎、 トラック（軽、2t）、トラクター、 飼料用作物収穫機一式 〈その他〉 ・圃場の集団化 ・肉用牛の生産率 85% ・土づくりの徹底 ・人工哺乳、制限哺乳への取組 ・地域未利用資源の積極的な活用 ・衛生対策、個体管理の徹底 ・セリ市出荷 概ね8ヶ月令	
花き 専門型(1)	〈作付面積等〉 レザーリーフファン 0.25ha	〈主な資本装備〉 ハウス、木造作業場、軽トラック、 トラクター、動噴 〈その他〉 ・周年安定出荷 ・レザーリーフファンの採葉率の 向上	
花き 専門型(2)	〈作付面積等〉 フェニックスロベレニー 0.6ha	〈主な資本装備〉 木造作業場、軽トラック、トラクター、 動噴 〈その他〉 ・周年安定出荷 ・フェニックスロベレニーの採葉率の 向上	

〔個人経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	備考
花き・野菜 複合型	〈作付面積等〉 レザーリーフファン 0.25ha バレイショ 0.5ha	〈主な資本装備〉 ハウス、木造作業場、軽トラック トラクター、動噴、植付機、掘取機 畝立マルチャー 〈その他〉 ・周年安定出荷 ・レザーリーフファンの採葉率の向上 ・土づくり、防風垣の徹底 ・適期植付、適期収穫 ・土壌消毒の徹底	
土地利用 複合型	〈作付面積等〉 さとうきび 春植 1.5ha 株出 3.0ha 早期水稻 1.0ha 澱粉用さつまいも 2.0ha	〈主な資本装備〉 トラック（軽、2t）、トラクター、 ロータリーカルチ、株揃機、畝立 マルチャー、掘取機、乗用型田植機 乗用型管理機、農機具格納庫 〈その他〉 ・マルチ栽培の拡大 ・土づくりの徹底 ・適期管理作業	
さとうきび 生産牛 複合型	〈作付面積等〉 生産牛 30頭 飼料畑 6.0ha さとうきび 春植 1.0ha 株出 2.0ha 澱粉用さつまいも 1.5ha	〈主な資本装備〉 牛舎、堆肥舎、子牛育成牛舎、 トラック（軽、2t）、トラクター、 飼料用作物収穫機一式 〈その他〉 ・ウイルスフリー苗導入（品質向上） ・マルチ栽培の拡大 ・土づくりの徹底 ・適期管理作業 ・肉用牛の生産率 90% ・通年サイレージ供給体系の確立 ・地域未利用資源の積極的な活用 ・衛生対策、個体管理の徹底 ・セリ市出荷 概ね8ヶ月令	
野菜 複合型(1)	〈作付面積等〉 バレイショ 0.5ha スナップエンドウ 0.2ha 青果用さつまいも 1.0ha	〈主な資本装備〉 軽トラック、トラクター、植付機、 畝立マルチャー、茎葉処理機、掘取 機、育苗ハウス 〈その他〉 ・土づくり、防風垣の徹底 ・適期植付、適期収穫 ・土壌消毒の徹底 ・ウイルスフリー苗導入（品質向上） ・生産コストの低減	

〔個人経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	備考
野菜 複合型(2)	〈作付面積等〉 青果用さつまいも 0.5ha スナップエンドウ 0.3ha 澱粉用さつまいも 2.5ha	〈主な資本装備〉 育苗ハウス、トラック（軽、2t）、 トラクター、植付機、畝立マルチャー 茎葉処理機、堀取機 〈その他〉 ・土づくり、防風垣の徹底 ・適期植付、適期収穫 ・土壌消毒の徹底 ・ウイルスフリー苗導入（品質向上） ・生産コストの低減	
野菜 複合型(3)	〈作付面積等〉 スナップエンドウ 0.2ha オクラ 露地 0.3ha	〈主な資本装備〉 トラクター、ロータリー、動噴、管 理機、選果場、貯蔵庫、機械格納庫 〈その他〉 ・土づくり、防風垣の徹底 ・適期植付、適期収穫 ・土壌消毒の徹底 ・生産コストの低減	
さつまいも 複合型	〈作付面積等〉 澱粉用さつまいも 5.0ha 青果用さつまいも 0.5ha バレイショ 0.5ha	〈主な資本装備〉 育苗ハウス、トラック（軽、2t）、 トラクター、植付機、畝立マルチャー 茎葉処理機、堀取機 〈その他〉 ・土づくり、防風垣の徹底 ・土壌消毒の徹底 ・ウイルスフリー苗導入（品質向上）	
花木 専門型	〈作付面積等〉 ヒサカキ 0.6ha	〈主な資本装備〉 軽トラック、動噴、倉庫 草払い機 〈その他〉 ・優良系統の植付け	

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

南種子町は、地域の特性を生かした農畜産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、熊毛支庁、南種子町農業委員会、種子屋久農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用に取り組む。

加えて、南種子町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに従事する者など農業生産に関わる多用な人材に対して、地域に密着して活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 南種子町が主体的に行う取組

南種子町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、熊毛支庁や種子屋久農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保・資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談窓口、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

南種子町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就

農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効率的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

南種子町は、熊毛支庁、南種子町農業委員会、種子屋久農業協同組合、農業教育関係機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、南種子町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

南種子町は、関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、南種子町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本基本構想第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
70%（令和17年度）	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

南種子町、南種子町農業委員会、県農地中間管理機構、種子屋久農業協同組合、南種子町土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、南種子町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。また、参加者については、農業者、南種子町、南種子町農業委員、南種子町農地利用最適化推進委員、種子屋久農業協同組合、県農地中間管理機構の農地相談員、南種子町土地改良区、熊毛支庁、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うよう努める。また、協議の場の参加者から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を総合農政課に設置する。農業上の利用が行われる農用地の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。南種子町は、地域計画の実現に向けて、熊毛支庁・南種子町農業委員会・県農地中間管理機構・種子屋久農業協同組合・南種子町土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他
農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

南種子町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

しかしながら、例えば水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基

本要綱に基づき、認定申請書を南種子町に提出して、農用地利用規程について南種子町の認定を受けることができる。

- ② 南種子町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 3 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4) の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

- ③ 南種子町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南種子町の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況並びに将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）、又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 南種子町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権限に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者。）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 南種子町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 南種子町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊毛支庁、南種子町農業委員会、種子屋久農業協同組合、県農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、南種子町担い手育

成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的、重点的な支援、協力が行われるよう努める。

3 種子屋久農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受委託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するため環境の整備を図る。

第7 その他

この基本構想を定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 9 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 8 年 12 月 日から施行する。